

千葉県告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、次の事業者を指定特定相談支援事業者として指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号の規定により告示します。

令和2年1月10日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定の種類
指定特定相談支援事業所 ジョブシティアルクス 千葉県千葉市中央区中央 2-3-16 千葉センタースクエアビル701	SHコーポレーション株式会社 千葉県千葉市中央区 本千葉町1-11 千葉中央ビル7F 野津 判仁	令和2年 2月1日	1230100842	特定相談支援